

仕様書（案）

- 1 件名 令和 8 年度地理情報システムサイトライセンスの提供及び運用支援業務
- 2 業務契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。
- 4 目的 本業務は、NIESにおいて使用頻度が高い「地理情報システム」に関するソフトウェアをサイトライセンス形態で一括調達し、NIES 研究員等に提供するとともに、当該ソフトウェアに関する運用支援等業務を行うものである。
- 5 業務内容 請負者は、以下に記載するソフトウェアを NIES に提供すること。
- ESRI ジャパン株式会社製「ArcGIS 日本語対応版サイトライセンス」 12 ヶ月分
- 上記ライセンスについては、以下の要件を満たす必要がある。
- (1) 本ライセンスの有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までであること。
 - (2) 当該ソフトウェアの発売日から納入時までの期間において、新規に公開された当該ソフトウェアに関するツールを取りまとめ、原則業務開始日から 1 ヶ月以内に NIES 担当者に提供すること。困難な場合は NIES 担当者に相談すること。
 - (3) ArcGIS に関する講習会を以下の条件で実施すること。
 - 請負者が NIES 内会議室に講師を派遣して実施するオンサイトトレーニングであること。ただし、感染症の蔓延等により自宅就業が推奨される事態下においては、NIES と調整の上、リモート対応とすることも可とする。
 - 講習会は「Esri 認証インストラクター」の資格を持つ者の監修の下実施すること。
 - 講習会を実施するに当たり、NIES 内でアンケートを取り、発注者と協議の上、コース別等の講習会内容を決定すること。
 - 講習会資料は、請負者において準備し、必要部数を提供すること。
 - 講習会に必要な操作端末については、請負者側で必要台数を準備すること。
 - 講習会で使用する講習会専用アカウントについては、請負者側で必要数を準備すること。
 - 講習会の詳細な内容や実施日程等については、NIES 担当者と協議の上、決定すること。
実施時期は「2. 業務契約期間」のうち 4 日間程度とし、この期間の中でコース別等に分けて実施すること。
 - 講習会実施に当たっては、受講人数に応じ、ArcGIS 講習フォロー要員を用意すること。
 - (4) NIES 内に設置したサポート窓口を通した技術サポート問合せ等に対応すること。
ライセンスファイルの発行、サーバライセンス設定作業時に疑義又は問題が生じた際、原則 3 営業日以内にその解決に協力することとし、全運用支援作業終了と同時に作業内容を整理し、報告書として提出すること。なお、業務契約期間中に、新たなバージョンがリリースされた場合も同様の対応を行うこと。
- 6 成果物の提出 請負者は、業務契約期間終了時までに以下の報告書を NIES 担当者へ提出するものとする。媒体は紙、電子問わないが、電子の場合は Word、Excel、PDF のいずれかとすること。
- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 作業報告書 | 2 部 |
| (2) 各種講習会資料 | 1 部 |
| (3) ライセンスコンファームーション | 1 部（※更新の都度、最新版を提出） |

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、

代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に關し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に關する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたものののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

10 協議事項

本業務に關し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。